

週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
URL : <http://www.szk-accounting.jp>

発行日2019年 5月20日(月)

今週のことば

改正健康保険法

健康保険の適用対象となる加入者の扶養家族を原則、国内居住者に限定することや、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能とするなどの改正法が成立。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

5/20(月) 先勝

21(火) 友引 小満

22(水) 先負

23(木) 仏滅

24(金) 大安

25(土) 赤口 トランプ米大統領国賓として来日(～28日)

26(日) 先勝 競馬・日本ダービー、テニス・全仏オープン開幕

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/13(月)	21,191 ▼154	109.64 △0.12
14(火)	21,067 ▼124	109.67 ▼0.03
15(水)	21,189 △122	109.50 △0.17
16(木)	21,063 ▼126	109.45 △0.05
17(金)	21,250 △187	109.72 ▼0.27

個人事業者に対する事業承継税制の創設

今年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告に係る事業(不動産貸付業等を除く)を行っていた個人事業者の後継者が、贈与又は相続等により「特定事業用資産」を取得して事業を継続していく場合に、その資産に係る贈与税・相続税の納税を全額猶予する制度です。

◆対象資産や要件などは

◎対象となる贈与・相続等……今年1月～令和10年(2028年)12月までの「特定事業用資産」の贈与・相続等が本制度の適用対象となります。

◎「特定事業用資産」とは……先代事業者(贈与者・被相続人)の事業の用に供されていた①宅地等(400㎡まで)、②建物(床面積800㎡まで)、③建物以外の一定の減価償却資産が該当します。

◎必要な手続き等……①後継者は、「個人事業承継計画」を策定し、令和6年(2024年)3月までに都道府県に提出し、確認を受けること、②贈与・相続後に経営承継円滑化法に基づく認定を受けること、③担保を提供することなどが必要となります。

◎猶予税額の納付が必要となる場合……事業を廃止するなど一定の場合には、猶予税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要があります。

◎猶予税額が免除される場合……後継者の死亡など一定の場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、猶予税額の全部又は一部の納付が免除されます。

◎小規模宅地等の特例との適用関係……先代事業者から相続等により取得した宅地等について、特定事業用宅地等に係る小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、本制度の適用はできません。

■この記事の詳細は、情報BOX201519

税法上、役員と同様に扱う「みなし役員」

役員に対する給与を損金算入するためには一定の制限があり、定期同額給与(支給時期が1ヵ月以下の一定期間毎で、その事業年度中の支給額が同額)などに該当している必要があります。

税法上の役員には、取締役などの会社法等で規定された役員だけではなく、一定条件に該当する方も「みなし役員」として同様の扱いになります。

みなし役員は、①法人の使用人以外で、他の役員と同様に経営に従事している方(取締役にっていない会長や顧問など)、②同族会社の使用人で一定の持株割合を満たし、経営に従事している方(社長の親族が使用人として勤務している場合など)、のいずれかに該当する場合です。

ふるさと納税を行った方は住民税を確認

住民税決定通知書が届く時期になりました。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、住民税が減額される形で控除されていますので、市町村民税(特別区民税)と道府県民税(都民税)の税額控除額を確認しましょう。

なお、ふるさと納税に係る指定制度により、今年6月以降、「静岡県小山町」、「大阪府泉佐野市」、「和歌山県高野町」、「佐賀県みやき町」に対する寄附金は、特例控除の対象外となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

個人版事業承継税制の概要

◆制度の概要

平成31年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限る）に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行っていた事業者の後継者※1として円滑化法の認定を受けた者が、平成31年1月1日から令和10年（2028年）12月31日まで※2の贈与又は相続等により、特定事業用資産を取得した場合は、その青色申告に係る事業の継続など一定要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税を猶予し、後継者の死亡など一定事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。

※1 後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「個人事業承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、平成31年4月1日から令和6年（2024年）3月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

※2 先代事業者の生計一親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの最初の適用に係る贈与・相続等の日から1年を経過する日までの贈与・相続等であることが要件となります。

◎「特定事業用資産」とは

制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

①宅地等（400㎡まで）、②建物（床面積800㎡まで）、③②以外の減価償却資産で、*固定資産税の課税対象とされているもの、*自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの、*その他一定のもの（貨物運送用など一定の自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

※先代事業者が配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も該当します。

◎猶予されている贈与税・相続税を納付する必要がある場合

申告後も引き続き特定事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されますが、この制度の適用に係る事業を廃止するなどの場合は猶予税額の全部、特定事業用資産が事業の用に供されなくなった場合はその部分に対応する猶予税額を、利子税と併せて納付する必要があります。

◎猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される場合

後継者の死亡や、やむを得ない理由により事業を継続することができなくなった等の場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、納税が猶予されている税額の全部又は一部について納付が免除されます。

◎小規模宅地等の特例との適用関係

先代事業者等（被相続人）に係る相続等により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合、その適用を受ける小規模宅地等の区分に応じ、個人版事業承継税制の適用が次のとおり、制限されます。

適用を受ける小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
特定事業用宅地等（イ）	適用を受けることはできません。
特定同族会社事業用宅地等（ロ）	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります。※1
貸付事業用宅地等（ハ）	「400㎡－2×（ロの面積×200/330＋ハの面積×200/400＋ハの面積）」が適用対象となる宅地等の限度面積となります。
特定居住用宅地等（ニ）	適用制限はありません。※1

※1 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。